

医療法人宇野医院本院居宅介護支援事業所

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要について

法人名	医療法人 宇野医院本院
所在地	周南市櫛ヶ浜 501 番地
代表者(職名・氏名)	理事長 ・ 宇野 慎一
電話番号	0 8 3 4 - 2 5 - 0 0 7 5

2. ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

事業所名	宇野医院本院居宅介護支援事業所
所在地	周南市櫛ヶ浜 501 番地
管理者	神村 研治
電話番号	0 8 3 4 - 2 5 - 0 0 7 5

*当事業者は介護保険の指定を受けています。(介護保険事業所番号 3510512043)

3. 事業の目的及び運営方針について

- 1) 事業者は介護保険法及び関連法令に従い、利用者に対して可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるようサービスを提供します。
- 2) 利用者の人権を尊重し、利用者及び家族のニーズに合った適切なサービスを提供できるよう地域包括支援センター・居宅サービス事業者・関連機関と連絡調整致します。

4. 職員体制について

職 種	人 員 数
管理者	1 名 (介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	1 名 (管理者兼務)
事務担当職員	1 名 (兼務)

5. 営業日及び営業時間について

月曜日から土曜日。但し、第 2 土曜・日曜・祝日・お盆・年末・年始はお休みします。
営業日 平日は 9:00～17:00 までとする。木曜日、土曜日は 9:00～12:00 までとする。
時間外、営業日以外でも電話を受け付け、後日連絡をとる体制を整えています。

6. 居宅介護支援の提供について

居宅介護支援は、ご利用者様の自立支援の観点に立ち、特定の事業所に偏らず（別紙、前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合参照）複数の事業所を紹介し、効果的、効率的なサービス提供体制を構築するとともに、各関係機関との連携に十分配慮して行うものとしします。特に希望のない場合、居宅サービス計画に位置付ける選定理由について説明を行います（別紙、公正中立なケアマネジメントの確保に関する説明書）。

7. 指定居宅支援の提供方法及び内容

- 1 指定介護支援は、利用者にとって自立支援の観点に立った効果的、効率的なサービス提供体制を構築し、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとする。
- 2 事業所は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

- ア 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に関する業務を行う。
- イ 居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。
- ウ 利用者及びその家族の相談場所としては、本事業所又は利用者及び家族の居宅とする。
- エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって、利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために、解決すべき課題を把握する。
- オ 課題分析表については、全国社会福祉協議会方式を使用する。
- カ 介護支援専門員は、利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画書の原案を作成する。
- キ 介護支援専門員は、サービスの担当者会議を開催し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

(2) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

- ア 介護支援専門員は居宅サービス計画書作成後においても、利用者及びその家族が指定居宅サービス事業所等との連携を継続的に行う事により、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業所等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

(3) 介護保険施設の紹介

- ア 介護支援専門員は利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への照会その他便宜の提供を行う。
- イ 介護支援専門員は介護保険施設等からの退院又は退所しようとする高齢者等から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画書の作成等の援助を行う。

8. 利用料その他の費用の額について

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第20号）」に定める額とし、事業所において法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者の自己負担はないものとする。

9. 苦情の受付について

相談、苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。担当者が不在の場合は、必ず担当者に引継ぎ、後日連絡致します。必要な場合は、サービス事業所、関連機関にはかり速やかな解決に務めます。

担当者 神村 研治 電話番号 0834-25-0075

*以下の行政機関においても苦情の受付を行っています。

周南市介護保険担当課	電話 0834-22-8467
下松市介護保険担当課	電話 0833-45-1831
国保連合会苦情処理相談窓口	電話 083-995-1010

10. 事故発生時の対応について

緊急連絡先とともに、契約者の主治医に連絡を行い医師の指示に従います。
また、必要に応じて、関係市町村への連絡を行います。

11. 損害賠償について

居宅介護支援提供中に、当事業者側の過失により、利用者及び家族に損害を与えた場合、速やかに損害賠償致します。

12. 通常の事業の実施地域

周南市 ・ 下松市 ・ 光市 （離島以外）

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

ア 基本方針

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守し、高齢者の権利擁護、養護者に対する支援についても施策することを目的とし関係機関との連携・協力体制を整え、未然に虐待に至るケースを防止または、早期発見・早期対応により、高齢者の尊厳が守られるよう、すべての職員が基本方針を尊厳し業務に努めます。

イ 虐待防止検討委員会の設置及び虐待に関する事項について

虐待の防止及び早期発見、早期対応に努める観点から組織内に置いて次の通り「虐待防止委員会」を設置する。当法人における医療、介護の各専門職種が共同し必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止検討委員会」とする。
- (2) 委員会の運営責任者は各部門の管理者、責任者とする。
- (3) 委員会の委員は、管理者・責任者・看護師・介護福祉士・リハ専門職・介護支援専門員とし情報を共有する。

- (4) 委員会は年2回、虐待防止研修と併せ実施。また運営責任者が必要と認めた時に実施する。
- (5) 委員会の審議（議題）事項は各部門の管理者、責任者が定める。具体的には次の内容について協議する。

- ①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ②虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③虐待の防止のための職員研修に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村または地域包括支援センターへの相談や通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥虐待等が確認された場合、その発生原因等分析から得られた防止策に関すること
- ⑦虐待の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ①職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき、虐待の防止、早期発見、早期対応を徹底する。
- ②実施は年2回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

エ 虐待またはその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

高齢者虐待が疑われる、または発生を確認した場合は速やかに対応に努める。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、高齢者の権利と生命の保全を優先する。

オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に係る事項

- ①客観的事実に基づき判断し、虐待に対する本人の自覚は問わない
- ②養護者を処罰するのではなく、養護者支援を規定しており、「高齢者の人権・権利をどう護るか」に主眼を置く
- ③加害行為のみが虐待ではなく見過ごされがちな「放棄・放任」に留意する
- ④訪問や面談時、虐待のサインを発見する
 - ・養護者の存在により態度が異なる
 - ・判断能力があるにも関わらず、話の整合性に欠く
 - ・自宅内が極めて不衛生な状況
 - ・理由をつけ、高齢者との面談を拒否
- ⑤自身の価値観や先入観で対応せず、関係機関と協力しチームで考える
 - ・サービス事業所からの報告
 - ・一人で抱え込まず、虐待防止委員会へ議案を提出し情報を共有する
- ⑥客観的な報告・記録
 - ・時系列を詳細に
 - ・事実を数値化
 - ・言動内容をそのまま記録

カ 虐待防止に関する責務等

- ①虐待防止に関する統括は各部署担当者、責任者、管理者が行う
- ②虐待防止に関する統括者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、虐待の防止を啓

発、普及する為、職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用支援、苦情相談窓口の活用など、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。
 各部署担当者、責任者、管理者は、虐待の早期発見に努める義務を自覚する。
 尚、虐待の疑い、虐待を発見した場合は速やかに、これを最寄りの相談窓口にご相談通報・届け出等、必要な措置を講じる。
 相談・通報・届け出窓口は市町村窓口、各地域包括支援センターとなっている。高齢者が居住する市町村や地域に応じて窓口を確認する。

相談・通報・届け出窓口

周南市地域福祉課（もやいネット）	☎ （０８３４）２２－８２００
周南東部地域包括支援センター	☎ （０８３４）２９－１１５５
つづみ園地域包括支援センター	☎ （０８３４）２８－７０５５
徳山医師会地域包括支援センター	☎ （０８３４）３２－９０３５
周南西部地域包括支援センター	☎ （０８３４）６２－６３０１
周南北部地域包括支援センター	☎ （０８３４）８７－２０００
下松市長寿社会課地域包括支援係	☎ （０８３３）４５－１８３８
下松市地域包括支援センター	☎ （０８３３）４５－１８３８

各地域包括支援センター

事業所名	所在地	担当地区
周南東部地域包括	久米 1533-3	久米・櫛ヶ浜・鼓南・熊毛
つづみ園地域包括	瀬戸見町 12-30	周陽・桜木・秋月・岐山・大津島
徳山医師会地域包括	東山町 6-28	遠石・関門・中央・今宿
周南西部地域包括	古川町 1-17	富田・菊川・和田・福川・夜市・戸田湯野
周南北部地域包括	須々万本郷 2502	須々万・長穂・向道・中須・須金・鹿野

14. 緊急時の対応方法について

契約者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

15. 秘密保持と個人情報の保護について

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲で使用する事とし、同意を得ない限り用いません。

（１）使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

（２）使用にあたっての条件

①個人情報の提供は（１）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れる事のないよう細心の注意を払う事とします。

②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておきます。

(3) 個人情報の内容（例示）

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ②認定調査（各調査項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見。
- ③その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

前 6 ヶ月に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合は書面にてご説明いたします。